

れいわ ねん がつ にかいせい かつく でんせんびょう よぼうほう せこう  
令和8年7月1日に改正家畜伝染病予防法が施行されました

ゆにゆうけんさ う ゆにゆう にく  
• **輸入検査を受けずに輸入された肉、**  
にくせいひん こくない か  
**肉製品は、国内で買ったものでも、**  
はんばいきんし  
**販売禁止になります**

どうぶつけんえきしょ たちいりけんさ  
• **動物検疫所が立入検査に**  
**いくことがあります**



はんばい かつく でんせんびょう よぼうほう  
もしも、販売したら、家畜伝染病予防法により、



まんえん ばっきん  
**300万円の罰金**や、

ねん けいむしょ い  
**3年まで刑務所に入れられる** ことがあります



にく にくせいひん やさい くだもの てつづ  
肉、肉製品、野菜、果物は、手続きをせずに

がいこく にほん も  
外国から日本に持ってきてはいけません

だれ にほん おく  
誰かに日本に送ってもらうのもいけません

かつく びょうき はっせいじょうきょう にほん も こ  
家畜の病気の発生状況などにより、日本への持ち込み

くに・ちいき  
ができない国・地域があります。

も がいこく にほん おく まえ  
持ってきたいときは、外国から日本に送る前に

にく どうぶつけんえきしょ やさい くだもの しょくぶつぼうえきしょ そうだん  
肉は動物検疫所へ、野菜や果物は植物防疫所に相談してください



ゆにゆうきんしちいき もの  
輸入禁止地域と物

といあわせさき

どうぶつけんえきしょ  
動物検疫所  
にく にくせいひん  
(肉、肉製品)



しょくぶつぼうえきしょ  
植物防疫所  
やさい くだもの  
(野菜・果物)



MAFF  
農林水産省